

平成25年1月15日

記者発表

介護保険・障害福祉サービス事業所の

不正事案等に対する指導・監督の徹底について

＝過去最多となる16件の行政処分を実施＝

和歌山県内では約5,000の介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所が知事の指定を受けており、日々、利用者の日常生活を支えるために御努力いただいているところです。

しかしその一方で、一部の事業者による介護給付費等の不正請求や運営基準違反等により、指定の取消や効力の停止等の行政処分が全国では毎年120件程度行われており、和歌山県でも今年度は介護・障害福祉あわせて過去最多となる16件の行政処分を行っています。(平成25年1月15日現在)

介護保険・障害福祉サービスは国民の保険料や公費で運営されている制度であり、運営基準違反や不正請求は利用者に不利益を及ぼすのみならず、制度全体の信頼を損なうものです。

県としては今後もそれぞれの制度が適正に運営され、利用者が安心してサービスを受けられるよう、不正行為は絶対許さないとの姿勢で引き続き指導・監督を徹底していきます。

【県における取組内容】

指定取消等事業者一覧の公開（新規）

過去5年間で行政処分の対象となった事業所名、法人名、不正の内容等の一覧表をホームページに掲載し、関係事業者の注意を喚起し適正運営を促す。

長寿社会課ホームページ <http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/index.htm>

障害福祉課ホームページ <http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/index.html>

不正事案への厳正な対応

○監査の実施

県による実地指導や利用者等からの通報、苦情、相談等により指定基準違反や不正請求が認められる場合、又はその疑いがあると認められる場合に実施する。

監査は抜き打ちで行い、対象となった事業所には帳簿書類等の提出を命ずるとともに、関係者から事情を聞くなどして事実関係を調査し、不正が確認されれば指定取消処分を行うなど、厳正に対応する。

なお、実地指導において不審な点があった場合は直ちに監査に切り換える。

【不正事案の発見手段】

- ・利用者・家族・従業員等からの通報・苦情・相談等窓口の設置
- ・介護給付費請求データを分析し、不正請求の疑いのある事業所を抽出
(給付限度額一杯まで請求していないか、サービスの提供内容が偏っていないか など)
- ・他のサービス（医療や市町村所管のサービス）との重複請求のチェック
- ・市町村、国保連合会等へ寄せられた苦情・通報情報の共有

通報しやすい環境づくり（新規）

○介護職員が通報しやすい環境づくり

介護関係者向けメールマガジン（2月上旬創刊予定）を通じて、県から介護業務に従事している職員等に直接、様々な情報を提供する。県から定期的に情報を配信することにより、介護保険制度等に関する正しい知識を身につけてもらうとともに、県に対して不正事案の通報を促す。（感染症や熱中症予防、介護保険に関する新着情報や法令遵守事項などを配信予定）

○利用者・家族、介護職員等が通報しやすい環境づくり

介護保険・障害福祉サービスに関する通報・苦情・相談等の窓口として、以下の連絡先を周知する。（通報者の秘密は厳守。匿名での通報も可。）

<本庁の連絡先>

長寿社会課	サービス指導班	TEL：073-441-2527
		e-mail：e0403001@pref.wakayama.lg.jp
障害福祉課	在宅福祉班	TEL：073-441-2533
	施設福祉班	TEL：073-441-2537
		e-mail：e0404001@pref.wakayama.lg.jp

<本庁以外の連絡先>

担当所属名		電話番号		
海草振興局	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ	073-483-8824	
那賀振興局	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ	0736-61-0021	
伊都振興局	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ	0736-42-5440	
有田振興局	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ	0737-64-1294	
日高振興局	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ	0738-24-0996	
西牟婁振興局	保健福祉課	障害保健福祉グループ	0739-26-7952	
		健康長寿グループ	0739-26-7932	
東牟婁振興局	保健福祉課	高齢・障害保健福祉グループ	0735-21-9629	
東牟婁振興局	串本支所 地域福祉課	総務・福祉グループ	0735-72-0525	
和歌山市	介護保険関係	指導監査課	介護サービス指導班	073-435-1319
		介護保険課	給付班	073-435-1190
	障害福祉関係	指導監査課	障害サービス指導班	073-435-1319
		障害者支援課	審査調整班	073-435-1060

※和歌山市内の事業所に対する指導・監査は和歌山市が行う

不正行為の未然防止等のための取組

○実地指導

職員が定期・随時に事業所を訪問し、運営状況や介護給付費等の請求状況等を点検し必要に応じて指導を行っている。

<実地指導の重点化（新規）>

介護給付費請求データの分析結果等に基づいて対象事業所を選定し、随時の実地指導の重点化を図る。

○集団指導

年に1度、全事業所を集め講義形式で指導を実施。今後も引き続き、制度理解に関する基本的な指導に加え、実地指導で指摘の多いポイントや、指定取消などの行政処分の原因となった事実について説明し、制度の適正運営を指導していく。